


緑施策の新展開

～生物多様性の保全に向けた基本戦略～

平成24年5月

 東京都

目次

1	緑施策の新展開の策定に当たって	1
2	策定の背景	
	(1) 生物多様性の危機	2
	(2) 東京のプレゼンスの回復・向上	3
	(3) 緑の東京 10年プロジェクトの折り返し地点	4
3	東京の現状分析	
	(1) 東京の自然環境	
	1) 地域ごとに独自の顔を持つ東京の豊かな自然	5
	2) 東京の自然が抱える負の側面	
	① 開発に伴う緑の減少	6
	② 人間の働きかけの不足による緑の質の低下	8
	③ 希少種の存在・外来種及び移入種による在来種への影響	8
	④ 地球温暖化の影響	9
	(2) 東京都の人口・経済動向	
	1) 人口の集積	9
	2) 経済動向	10
4	多様な主体との連携による緑施策の推進	
	(1) 3つの行動方針	11
	(2) 各主体に期待される主な役割	12
5	緑施策のこれまでの取組	
	(1) 緑を「まもる」	13
	(2) 緑を「つくる」	18
	(3) 緑を「利用する」	20
6	緑施策によって目指すべき東京の将来像と目標	
	(1) 将来像	22
	(2) 目標	22
7	緑施策の今後の展開	
	(1) 【まもる】～緑の保全強化～	23
	(2) 【つくる】～緑のネットワーク化～	29
	(3) 【利用する】～緑の持続可能な利用の促進～	31
8	地域別・行動方針別の現行施策分類	34

1 緑施策の新展開の策定に当たって

(東京都環境基本計画における緑施策の位置付け)

- ・ 都は、平成 20 年に改定した東京都環境基本計画に基づき、我が国初の都市型キャップ&トレード制度をはじめとする先導的な環境政策を展開してきた。
- ・ この計画では、「地球規模の気候変動により、人類・生物の生存基盤である『地球環境の器』の存続が危うくなっている」という基本認識に立ち、「少ないエネルギー消費で、快適に活動・生活できる都市」を東京が目指すべき都市の姿とした。
- ・ また、こうした都市を実現するため、①人類・生物の生存基盤の確保、②健康で安全な生活環境の確保、③より快適で質の高い都市環境の創出という3つの基本目標の下に施策を位置付け、「東京から、世界の諸都市の“範”となる持続可能な都市モデルを発信する」ことが東京の果たすべき役割であるとした。
- ・ 一方、平成 19 年度に開始した「緑の東京 10 年プロジェクト」に基づき展開してきた緑施策は、環境基本計画においては、基本目標「③より快適で質の高い都市環境の創出」に位置付けられている。

(緑施策を取り巻く情勢の変化)

- ・ 「緑の東京 10 年プロジェクト」の開始から約 5 年が経過し、生物多様性に関する国際的な危機意識の高まりや、東日本大震災をきっかけとする首都東京のプレゼンスの低下など、緑施策を取り巻く情勢は大きく変化している。
- ・ 特に、「生物多様性の危機」が、「気候変動の危機」と相まって「地球環境の器」の存続を危うくしている今、首都東京が果たすべき役割は、気候変動対策に続き、生物多様性の分野でも「世界の諸都市の“範”となる持続可能な都市モデル」を示し、実効性のある施策を構築することである。

(東京都生物多様性地域戦略¹としての位置付け)

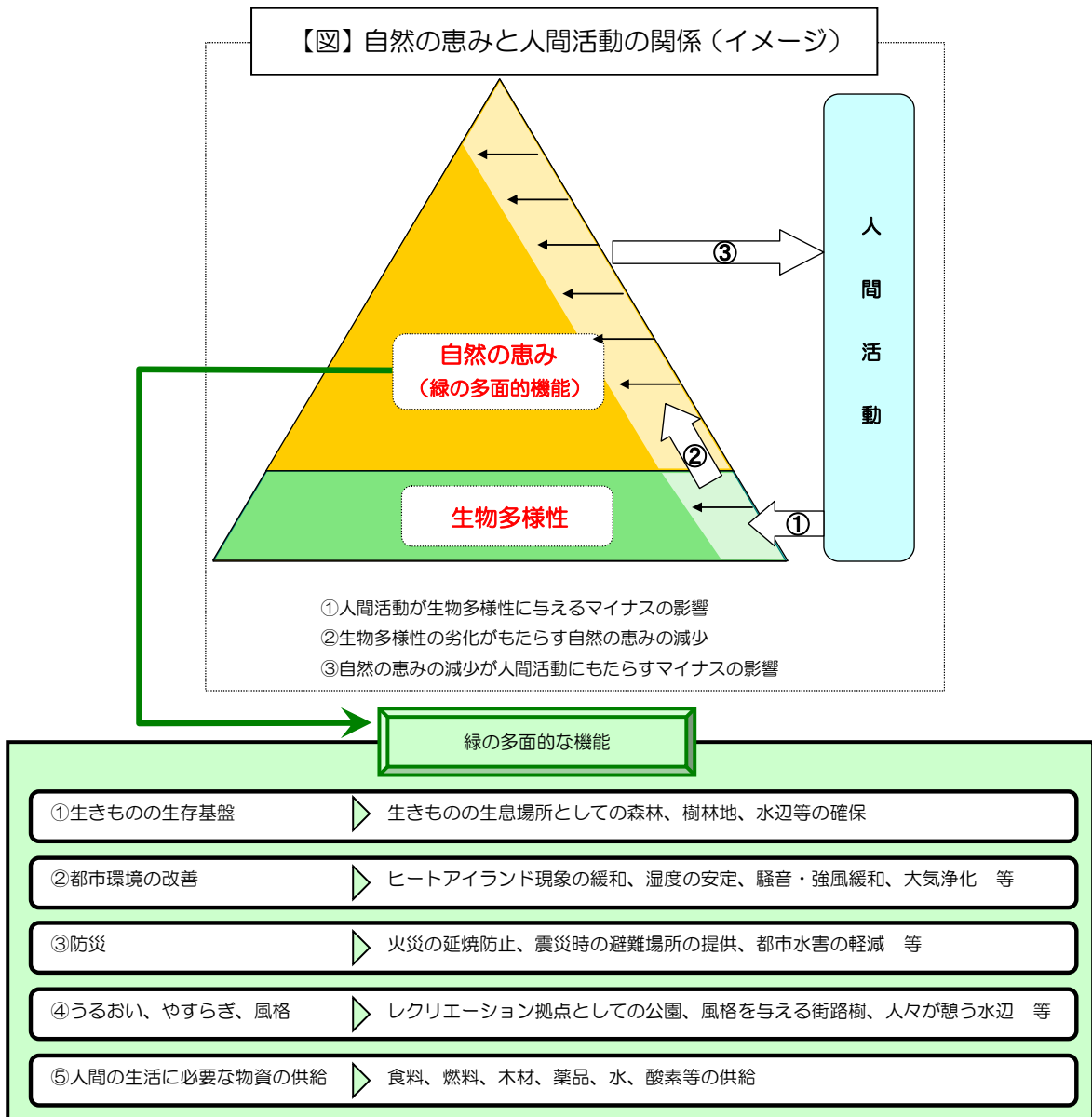
- ・ 首都東京は、世界中の生物資源を大量に消費する都市として、都市で活動するあらゆる主体の行動を生物多様性に配慮したものへと転換するとともに、生きものの生存基盤としての“緑”を守り育てていく新たな「都市モデル」を構築していかなければならない。
- ・ この「緑施策の新展開」(以下「新展開」という。)は、生物多様性の保全に関する都の現在の施策と将来の方向性を示したものであることから、生物多様性基本法が規定する生物多様性地域戦略の性格を併せ持つものである。

¹ 生物多様性基本法第 13 条に基づき、生物多様性国家戦略を基本として、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して、都道府県及び市町村が定める基本的な計画

2 策定の背景

(1) 生物多様性の危機

- ・「生物多様性」とは、様々な「自然」があり、そこに特有の「個性」を持つ生きものがいて、それぞれの命がつながりあっていることをいう。
- ・私たちが生活している地球環境は、こうした生きものの膨大なつながりとその相互作用によって、長い年月をかけて創られてきた。
- ・食料、水、木材、繊維、燃料の供給、気温や湿度の安定、水質の浄化、うるおいややすらぎの付与、生きものの生息場所の確保など、地球環境は実に様々な自然の恵みをもたらしており、こうした自然の恵みは、地球規模の生物多様性の絶妙なバランスの上に成り立っている。



- ・しかしながら、世界中の人々が日本人と同様の消費生活を始めると、地球が 2.3 個分²必要になると言われるほど、わが国の経済活動は地球環境に過大な負荷をかけている。
- ・人間活動が与える環境の負荷によって、年間 4 万種の生きものが絶滅していると言われ、野生の脊椎動物の個体数は、1970 年から 2006 年の間に、地球全体では約 3 分の 1 (31%) が失われたとされている。³
- ・このような生物多様性の損失が続けば、将来、地球規模の生態系に重大な変化をもたらすおそれがあると言われている。
- ・世界の人口の半数以上が都市に居住し、都市の住民生活と経済活動によって、人類が使用する資源の 75% を消費していると言われている。⁴
- ・生物多様性の保全に向けた実効性の高い先駆的な政策を展開することは、生物資源を大量に消費する大都市東京に課せられた使命である。

(2) 東京のプレゼンスの回復・向上

- ・近年、日本の国際競争力の低下が指摘され⁵、都市レベルでもシンガポール、香港、北京など、アジアの有力都市が東京との差を着実に縮めてきている。
- ・このような状況の中、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災をきっかけに、東京でも外国人居住者の海外移転、観光客の減少など、プレゼンスの低下に拍車がかかっており、東京の国際競争力の回復は、都政の重要課題である。
- ・世界主要都市の国際比較⁶において、「環境」は重要な要素であり、中でも、「緑の豊かさ」は都市の魅力を示す重要な指標の 1 つである。
- ・東京のプレゼンスの回復・向上を図るため、生きものの生存基盤の確保、都市環境の改善、防災、うるおい・やすらぎの付与など、東京都内の緑の多面的な機能をより一層発揮させることにより都市の魅力向上を図り、東京の国際競争力を回復させることが必要である。

² (出典)「生きている地球レポート 2012」(WWF)

木材・水産物などの資源の消費や二酸化炭素 (CO₂) の排出により、地球の自然環境にどの程度負荷をかけているかを示す「エコロジカル・フットプリント」(単位: グローバルヘクタール) という指標がある。これは、人ひとりが活動する上で必要なものを生産・廃棄するためにどれだけの陸域・水域の面積が必要になるのかを表した数値であり、生活活動が大きいほど、たくさんの土地が必要となることを示している。

この指標によると、木材や水産物などの資源を生み出し、二酸化炭素 (CO₂) を吸収する地球の能力 (バイオキャパシティ) の一人当たりの割り当ては、1.78 グローバルヘクタールであるのに対し、2008 年時点での日本人一人当たりの負荷を表すエコロジカル・フットプリントは、4.17 グローバルヘクタールと超過している。

³ (出典)「地球規模生物多様性概況第 3 版」編集: 生物多様性条約事務局 制作: 環境省

⁴ (出典)「平成 22 年度版図で見る環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書」

⁵ 経済協力開発機構 (OECD) 加盟国の中で、わが国の一人当たりの名目 GDP は、2000 年の 3 位から 2010 年の 14 位に下がっている。(内閣府 国民経済計算確報)

⁶ モノクル、森記念財団などが実施。平成 23 年 10 月に財団法人森記念財団により発表された「世界の都市総合力ランキング」では、東京の都市力は世界主要都市の中で、ニューヨーク、ロンドン、パリに続く第 4 位とされている。

(3) 緑の東京 10年プロジェクトの折り返し地点

- ・ 都は、「10年後の東京」（平成18年）において、「水と緑の回廊に包まれた美しいまち東京を復活させる」という目標を掲げ、10年間で新たに1,000haの緑を創出するとしている。
- ・ 平成19年度から開始した「緑の東京10年プロジェクト」では、海の森や都市公園の整備、街路樹の倍増、校庭芝生化などの取組を重層的に展開し、平成22年度までの4年間で、計424haの新たな緑を創出した。

これまでの取組(平成19~平成22年度)

- ・ 緑の東京募金：約7億6千万円
- ・ 海の森の整備：植樹12ha
- ・ 街路樹：約70万本に増加
- ・ 緑の創出：424ha
 - 都市公園：約226ha 開園
 - 水辺空間等の緑化：海の森公園等海上公園29.1ha、
河川・運河の緑化23.2ha
 - あらゆる都市空間の緑化：屋上等緑化57.2ha、都施設の緑化18ha
民間による自主的緑化16.7ha
 - 校庭芝生化：53.3ha

- ・ さらに、都は都市戦略「2020年の東京」を平成23年12月に策定し、「水と緑のネットワーク化」や「生物多様性の保全・回復」を推進する施策の方向性を明らかにした。緑の東京10年プロジェクトが折り返し地点を迎える今、より実効性の高い新たな緑施策の構築が求められている。
- ・ なお、2ページで示した「緑の多面的機能」は、森林、農地などのいわゆる緑だけでなく、河川などの水面や水中、水辺環境においても発揮される。このため、新展開では、水質改善や良好な水辺環境の整備に関する施策についても対象としている。

3 東京の現状分析

(1) 東京の自然環境

東京都の行政区域は、本土部から小笠原諸島にかけて、南北に約 1,900km にも及び、高低差は 2,000m 以上で、気候帯は冷温帯から亜熱帯にまたがることから、地域によって多様な自然環境を有している。

一方、開発に伴う緑の減少や、人間の働きかけの不足による緑の質の低下など、様々な課題がある。

1) 地域ごとに独自の顔を持つ東京の豊かな自然

- ・多摩の山間部は、高標高域には原生林が残り、それより低い地域では自然植生とスギ、ヒノキなどの人工林が混じり、ツキノワグマなどの大型哺乳類や猛禽類⁷などが生息している。
- ・多摩の丘陵部・平地部では、都市化の波が押し寄せて来てはいるものの、里地・里山、丘陵地の樹林や河川敷を中心に、農業をはじめ、人の暮らしとの関わりの中で生態系が成立している。
- ・区部では、高度な都市機能が集約する中、皇居、新宿御苑などの大規模緑地、市街地に点在する農地・樹林地・屋敷林、臨海部には保全、創出された干潟や砂浜が、生きものの貴重な生息・生育の場となっている。
- ・世界自然遺産⁸に登録された小笠原諸島は、他の島々や陸地から独立した海洋島で、偶発的に運ばれた生きものの子孫が、隔離された状態で長期間かけて固有種に進化したことなどから、希少種が多数存在している。また、伊豆諸島にも、固有の種（亜種）や、伊豆諸島を希少な繁殖地として利用する種が存在する。

(※詳細は 35 ページの表「7つのエリアごとの特徴一覧」を参照)



小笠原諸島



里山の景観



屋上緑化

(図師小野路歴史環境保全地域)

⁷ タカやフクロウの仲間のこと。肉食の鳥類であり生態系の頂点に位置する。

⁸ 「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づいて登録された将来世代に引き継いでいくべき資産。世界遺産には文化遺産と自然遺産がある。

2) 東京の自然が抱える負の側面

① 開発に伴う緑の減少

- ・平成 20 年のみどり率⁹を 5 年前と比べると、区部はほぼ横ばいの 19.6% (20.0%)、多摩部では 2.4 ポイント減の 67.4% (69.8%)、都全体では 1.7 ポイント減の 50.7% (52.4%) となっている。(() 内は平成 15 年の値)
- ・緑の増減の主な要因は、宅地造成等の開発に伴う「樹林・原野・草地」及び「農用地」の減少と、反対に都市公園・緑地の着実な整備による「公園・緑地」の増加である。
- ・経年変化の内訳をみると、区部、多摩部ともに「公園・緑地」は 0.2 ポイント程度増加している。一方で、「農用地」及び「樹林・原野・草地」は減少していた。特に、多摩部における「農用地」の減少は 0.6 ポイント、「樹林・原野・草地」の減少は 2.0 ポイントと顕著である。

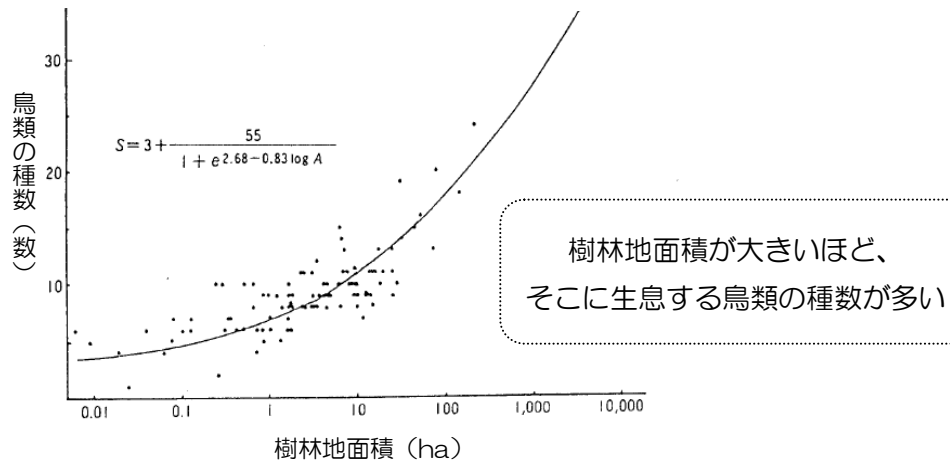
【用途別のみどり率の経年変化（平成 15 年⇒平成 20 年）】

エリア		みどり率				みどり率 全体(%)
区分	年	公園・緑地	農用地	水面・河川・水路	樹林・原野・草地	
区部合計	15	5.2%	1.4%	4.7%	8.7%	20.0
	20	5.4%	1.1%	4.6%	8.5%	19.6
	経年変化	0.2ポイント	▲0.3ポイント	▲0.1ポイント	▲0.2ポイント	▲ 0.4
多摩部合計	15	2.3%	6.0%	1.4%	60.0%	69.8
	20	2.5%	5.4%	1.4%	58.0%	67.4
	経年変化	0.2ポイント	▲0.6ポイント	±0	▲2.0ポイント	▲ 2.4
全域合計	15	3.3%	4.4%	2.6%	42.2%	52.4
	20	3.5%	3.9%	2.5%	40.8%	50.7
	経年変化	0.2ポイント	▲0.5ポイント	▲0.1ポイント	▲1.4ポイント	▲ 1.7

⁹ ある地域にどれだけ樹林地、草地、農地等が存在するかを示す割合が緑被率。緑被率に加え、河川や湖沼等の水面と、公園内で緑に覆われていない場所の面積を加えたものがみどり率

◆生きものの生息空間と種数との相関関係

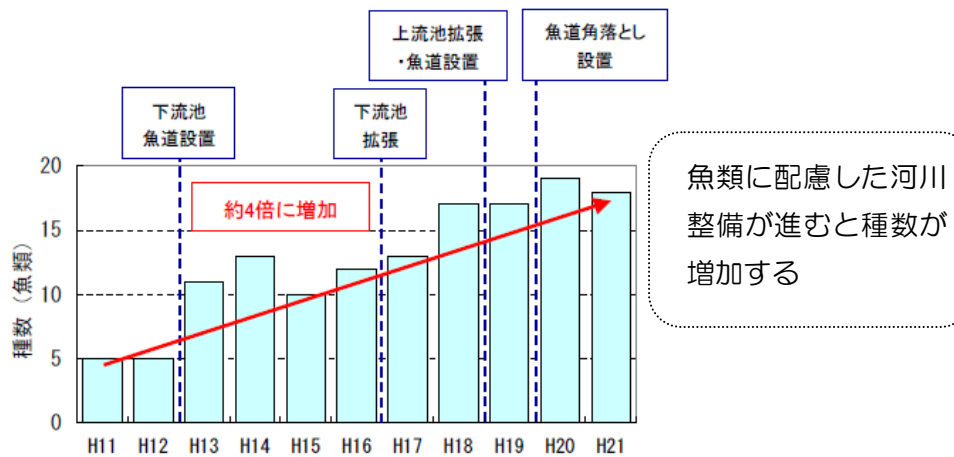
【樹林地面積と鳥類の種数との相関関係に関する研究事例】
 (南関東の都市近郊の公園や緑地の例)



【出典】村井英紀・樋口広芳,1988.森林性鳥類の多様性に影響する諸要因. Strix7:83-100.

- ・樹林地は、鳥類、昆虫類、魚類、哺乳類など、多様な生きものの生息場所となっており、緑の規模の減少は、これらの生きものの種数の減少につながる。

【河川整備と魚類種数の関係の例】
 (大曽根ビオトープ (綾瀬川))



【出典】国土交通省 HP 「平成 23 年度版綾瀬川清流ルネッサンスⅡ 年次報告書」

- ・生きものの生息空間に配慮した河川整備は、そこに生息する生きものの種数増加につながる。

② 人間の働きかけの不足による緑の質の低下

【里地・里山、森林の荒廃】

- ・水田の消失や耕作放棄による乾燥化等の影響により、両生類などの生きものの生息空間が失われている。
- ・多摩の森林はスギやヒノキ等の人工林が 59%を占めているが、木材価格の低迷などを原因として間伐等の森林整備が遅れ、一部の森林では荒廃が進んでいる。
- ・十分な手入れが行われていない人工林は、地面に光が当たらず下草が育たないため土砂が流出し、多様な生きものの生息環境が悪化するなど、森林の公益的機能を低下させている。¹⁰
- ・また、モウソウチク・マダケなどの竹林の管理が行き届かないことで、周辺樹林へ竹林が拡大し樹木を枯らしてしまうなど、多様な生きものの生息環境を悪化させている地域もある。

③ 希少種の存在・外来種及び移入種による在来種への影響

【希少種】

- ・東京都レッドリスト（平成 22 年に本土部、平成 23 年に島しょ部を改定）によると、本土部は 1,576 種、伊豆諸島は 617 種、小笠原諸島は 625 種が東京都における保護上重要な野生生物種として掲載されている。
- ・絶滅が危ぐされる主な原因は、緑の減少、手入れ不足、盗掘の影響等が考えられ、本土部ではエビネやトウキョウダルマガエルなどの希少種が絶滅の危機に追いやられている。また、湿地や草地環境の喪失により、鳥類の生息環境が減少し、悪化している。

【外来種・移入種】

- ・都内では外来生物法¹¹で指定されている特定外来生物¹²の生息・生育が確認されており、物流活動が活発なことなどから、人間の意図的又は非意図的な導入により新たな外来種・移入種¹³の侵入が危ぐされる。
- ・本土部では、アライグマによるトウキョウサンショウウオの食害が発生するなど、外来種・移入種の捕食等が、希少種の絶滅リスク要因の 1 つとなっている。
- ・小笠原諸島（父島）のノヤギによる植物の食害、伊豆諸島（大島を除く。）のニホンイタチによる動物の捕食など、島しょ地域でも同様に外来種・移入種が各島固有の生態系を脅かしている。

¹⁰ （出典）「森づくり推進プラン（平成 21 年 3 月）」東京都、「東京の森林・林業（平成 22 年版）」東京都産業労働局

¹¹ 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の略

¹² 外来生物法で指定された種で、特に生態系への被害が懸念される種

¹³ 人為によって意図的・非意図的に本来の生息地・生育地の外から持ち込まれた種で、国外から持ち込まれた種を「外来種」、国内の他地域から持ち込まれたものを「移入種」と、ここでは扱う。

④ 地球温暖化の影響

- ・地球温暖化の進行に伴い、冷温帯系の植物であるカタクリなどは生育適地が減少し、消失するおそれがある。



管理不足による森林の荒廃



ノヤギによる食害

(2) 東京都の人口・経済動向

東京都の人口は全国の約 1 割を占め、人口、世帯数の増加傾向などから、当面の間、都内では開発行為等に伴う自然の改変が続くと予測される。

一方、企業の本社機能の集中、世界有数の経済規模、低い食料自給率などから、都民の暮らしや東京で行われる経済活動は、国内外の生物資源に大きく依存していることが分かる。

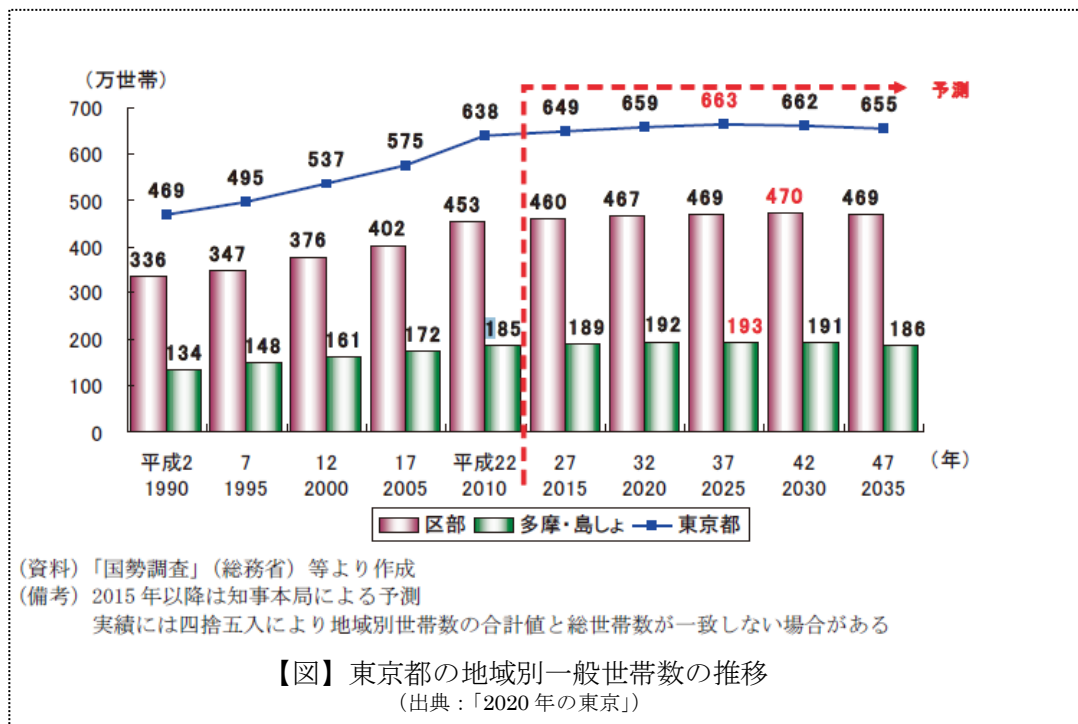
1) 人口の集積

- ・平成 22 年 10 月 1 日現在の東京都の人口は約 1,316 万人で、平成 17 年（1,258 万人）と比べ、約 58 万人（4.6%）増加し、初めて 1,300 万人を超えた。¹⁴
- ・東京都の人口は、今後も当面の間増加を続けると予測されており、平成 32 年頃には 1,335 万人程度に達しピークを迎え、その後減少に転じると予測されている。¹⁵
- ・一方、平成 22 年の東京都の一般世帯数は 638 万世帯で、平成 17 年（575 万世帯）と比べ約 63 万世帯（11.0%）増加している。今後、平成 37 年まで増加傾向が続き、その後減少に転じると予測されている。¹⁶

¹⁴ (出典)「平成 22 年国勢調査人口等基本集計結果概要」東京都総務局ホームページ

¹⁵ (出典)「2020 年の東京（平成 23 年 12 月）」東京都

¹⁶ (出典)「2020 年の東京（平成 23 年 12 月）」東京都



2) 経済動向

- ・全国の企業の本社・本店の16.3%が、東京都に集中しており¹⁷、資本金10億円以上の大規模な企業は2,799社(2009年)で、全国の5割近くが存在している。¹⁸
- ・都内総生産(名目)は約85兆円(平成21年度)と、都市としては世界有数の経済規模となっており、主要国家のGDP(国内総生産)に匹敵する。¹⁹
- ・東京都の食料自給率(カロリーベース)は1%²⁰と、食料を都外の地域に大きく依存している(全国の食料自給率は40%)。

17 (出典)「平成21年経済センサス-基礎調査 東京都 結果報告」東京都ホームページ

18 (出典)「東京の産業と雇用就業 2011」東京都産業労働局

19 (出典)IR資料「東京都の財務状況と都債」(本編)東京都ホームページ

20 (出典)「平成21年度 都道府県別食料自給率について」農林水産省ホームページ

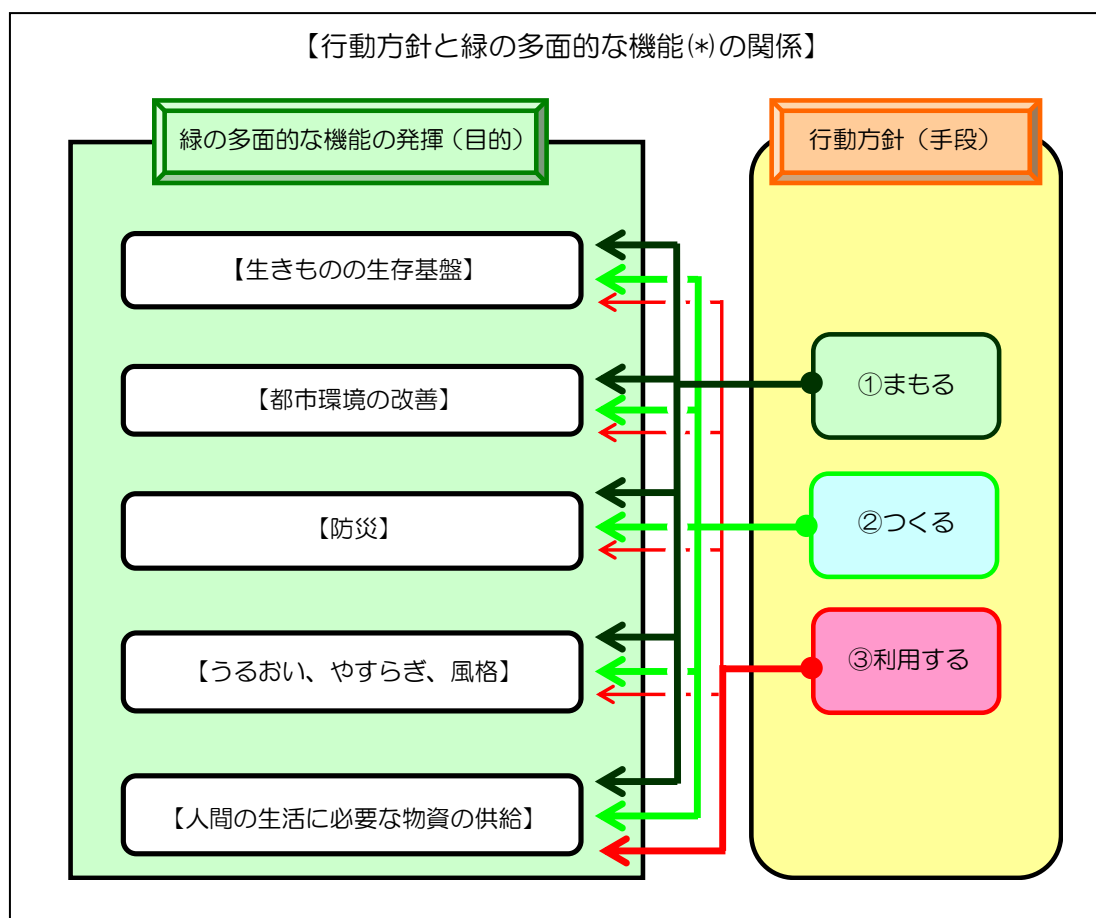
4 多様な主体との連携による緑施策の推進

生物多様性の視点から緑施策を推進するには、都の取組だけでなく、区市町村、企業、NPO など、様々な主体との連携やこれらの主体による自主的な参画が不可欠である。

このため、多様な主体がどのような行動を取れば緑施策の推進に貢献できるのかを明らかにするため、緑に関わる行動を主に3つの方針に分類して、これまでの取組と今後の施策の方向性を体系化する。

(1) 3つの行動方針

- 行動方針1 『まもる』 ～緑の保全強化～
- 行動方針2 『つくる』 ～緑のネットワーク化～
- 行動方針3 『利用する』 ～緑の持続可能な利用の促進～



(*緑の多面的な機能については2ページの図を参照)

(2) 各主体に期待される主な役割

【都民】

- ・ 生物多様性の重要性を理解し、生物多様性に配慮した消費活動を行う。
- ・ 区市町村、企業、NPO 等が主催する緑の保全・創出活動に参加する。

【企業】

- ・ 原材料の調達、製品の設計・製造、輸送・販売、使用、リサイクルに至る企業活動の各段階において、生物多様性に配慮した取組を推進する。
- ・ 開発行為を行う際、生態系に与える影響を軽減するように努める。

【NPO】

- ・ 地域住民、区市町村等と連携しながら、緑の保全・創出活動を推進する。
- ・ 都民に対し、生物多様性の重要性を理解し体験する機会の提供に努める。
- ・ 緑の保全・創出活動の担い手となる人材の育成に貢献する。

【大学・研究機関】

- ・ 企業、NPO、区市町村、都の取組に対し、専門的な助言を行う。
- ・ 生物多様性の保全に資する科学的知見の蓄積をするとともに、新たな手法・技術を生み出す。

【区市町村】

- ・ 住民に身近な基礎的自治体として、住民、企業、NPO 等と連携しながら、地域に密着した緑の保全・創出活動を推進する。
- ・ 地域住民や企業等に対し、生物多様性の重要性を学習し体験する機会の提供に努める。
- ・ 緑の保全・創出活動の担い手となる人材の育成を推進する。

【東京都】

- ・ 都自ら緑の保全・創出活動を行うとともに、広域自治体の立場から上記の各主体が緑の保全・創出や生物多様性に配慮した行動をとるためのルールづくりを推進する。
- ・ 各主体が期待される役割を果たすことができるよう、保全活動の中核となる人材育成や自然環境情報の提供など、必要となる技術的支援を行う。

5 緑施策のこれまでの取組

(1) 緑を「まもる」

1) 緑の量の確保

① 緑の指標調査

都は、緑の「量」を測る指標として、デジタル航空写真の判読によって算出する「みどり率」を採用しており、5年に1度改定を行っている。(用途別のみどり率の経年変化については、6ページに掲載のとおり)

② 既存の緑の保全

(自然保護条例・都市緑地法に基づく緑の保全)

都は、東京における自然の保護と回復を図り、都民が快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的として、「東京における自然の保護と回復に関する条例」(自然保護条例)を昭和47年に制定し、既存の緑を保全する手法として、保全地域制度と開発許可制度を創設した。

一方で、昭和48年に都市緑地保全法(現都市緑地法)が制定され、この中で、特別緑地保全地区制度が取り入れられた。

これらの制度は、高度経済成長期における都市のスプロール²¹化の波から、東京に残された貴重な緑を守る上で一定の成果を上げている。

(開発許可制度)

同条例の開発許可制度は、自然環境に及ぼす影響が大きい開発行為を対象として、自然環境の保全に配慮した開発となるよう、あらかじめ知事の許可を必要とする制度である。都市計画法に基づく開発許可制度が、都市計画区域内のスプロール現象の抑制と、公共施設や排水設備等必要な施設の整備を義務付けるなど良質な宅地水準を確保することを目的とするのに対し、同条例の開発許可制度は、自然環境の減少を最小限にとどめるとともに、失われた自然の回復を図ることを目的としている。

平成12年の条例改正で、残留緑地の確保や土砂等の埋立てを規制対象に追加し、平成21年には、既存樹木の保護検討義務や、開発後に確保した緑地の維持管理義務を追加するなどの見直しを行った。

平成20年度から平成22年度までの3か年の許可件数は131件で、開発後に確保された緑地(植栽及び残留緑地)は約57haである。

²¹ 都市が無秩序に広がっていくこと

（保全地域制度）

同条例の保全地域制度は、山林や丘陵地に残る樹林や谷戸など、都内に残された貴重な自然地を保全地域として指定し、保全計画を策定するとともに、指定地域内における建築物の新築・増改築等の行為を制限する制度である。

保全地域の指定は、このように強い行為制限を伴うことから、土地所有者から土地の買い取りの申し出があった場合、都が買い取っている。公有地化された土地は、都又は地元自治体などによって管理され、永続的な緑の保全が可能となる。

平成 23 年度末現在、48 箇所、計 751ha が指定されている。

（特別緑地保全地区）

特別緑地保全地区は、屋敷林や崖線など都市の良好な自然的環境となる緑地を都市計画で指定し、一定の開発行為等を規制することにより、保全を図る制度である。

都は、平成 22 年度に、特別緑地保全地区内における土地の買取費用の一部を区市町村に補助する制度を創設した。

平成 23 年 4 月 1 日現在、26 地区、計 260ha が指定されている。

（「緑確保の総合的な方針」に基づく既存の緑の保全）

都は、減少傾向にある私有地の既存の緑をまちづくりの取組の中で計画的に確保することを目的として、区市町村と合同で緑確保の総合的な方針を平成 22 年度に策定した。

この方針は「既存の緑を守る方針²²」、「緑のまちづくり指針²³」で構成されており、各方針及び指針で「新たに取り組む施策」が提示されている。このうち既存の緑を守る方針は、緑を山地、丘陵地、崖線、河川、湧水、農地などの系統に分類した上で、都区市町村別に平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 年間で確保することが望ましい緑の箇所、面積を「確保地」としてリスト化し、5 万分の 1 の図面に記載し、公表した。「確保地」は東京全体で約 305ha となっており、「特別緑地保全地区」をはじめとした各種の緑の保全制度を活用し、保全を推進している。

また、「既存の緑を守る方針」の「新たに取り組む施策」として位置付けた「崖線の緑の保全」では、平成 22 年度に多摩川由来の崖線をモデルとし、関係 8 市（調布市、府中市、国立市、立川市、昭島市、福生市、羽村市、青梅市）と都で検討する協議会を設置し、崖線の緑の保全のための取組を進めている。平成 23

²² 今ある緑を「崖線」「丘陵地」などに分類し、都区市町村別に 10 年間に確保することが望ましい緑の箇所、面積をリスト化、5 万分の 1 の図面に記載し、公表している。

²³ 今後 10 年間で緑の創出を伴うまちづくり事業をリスト化、1 万分の 1 の図面に記載し、公表している。

年度には、モデルの取組成果を踏まえ、行政区域を越えた崖線の緑保全のためのガイドライン（「崖線の緑を保全するためのガイドライン」）を策定した。また、同様に「新たに取り組む施策」として位置付けた「民間基金と連携した緑地保全」では「緑確保の総合的な方針」の趣旨に賛同する一般財団法人セブン-イレブン記念財団と協定を締結し、緑の保全に取り組む市民活動を支援する「東京の緑を守ろうプロジェクト」を立ち上げ、推進している。

（農地等の保全）

農業体験農園、農業用水路の親水化、散策路の整備などの支援策を通じ、都民と農業者の連携による農業・農地を活かしたまちづくり事業を推進してきた。

また、都市の農地の保全に向けて区市との連携により、生産緑地地区の拡大に向けた取組を進めてきた。

さらに、農地や屋敷林等がまとまって残る地域を「農の風景育成地区」として指定し、都市計画制度などの活用により、「農のある風景」を保全し、育成している。

2) 人間の働きかけによる緑の「質」の維持・向上

（里地・里山の保全）

都は、農地と一体となって谷戸や雑木林が残された地域において、里山保全地域等に指定している。このうち、農耕が中止され適切に管理されなくなった地域では稲作の復元や間伐、下草刈りなどの樹林地管理を行い、必要に応じ、その地域の里山の伝統的管理方法も取り入れ、多様な動植物が生息・生育する空間を積極的に維持・回復する取組を行っている。

これらの作業は専門的技術を必要とするため、保全地域では伝統的管理手法に関するノウハウを有する団体の協力を得ながら行っている。また、多くの人手も必要となるため、都民によるボランティア活動、企業等による社会貢献活動、子供たちの環境学習の場として広く参加を得ながら継続的に行っている。

（森林の保全）

都は、手入れの遅れている多摩のスギ、ヒノキの人工林について、協定や契約を締結し、定期的に間伐を行い下層植生を回復させる取組を進めており、土砂の流出防止や野生動植物の生息環境の改善など森林の公益的機能の向上を図っている。

また、水道水源林を良好な森林として保護・育成するため、森林の状態に合わせて、間伐や枝打等の適正な管理作業を計画的に進めている。

それに加え、多摩川上流域の荒廃した人工民有林を緑豊かな森に再生するため、

平成 14 年度に多摩川水源森林隊を設立し、ボランティア主体の保全活動を行っている。

さらに、平成 22 年度から、水源地域を良好な状態で保全するために、管理が十分にできず、土地所有者が手放す意向のある民有林を試験的に購入する事業を行っている。

（東京都レンジャー）

東京都内の自然公園などの保護と適正な利用を図るため、平成 16 年度から東京都レンジャーを設置し、平成 24 年 4 月現在、小笠原諸島に 7 名、多摩地域に 12 名を配置している。

東京都レンジャーは観光客や登山者などに対する利用マナーの普及啓発・指導を行うとともに、植物の盗掘等の不正行為の監視及び是正の指導、案内板等の自然公園施設の点検、危険箇所の応急補修などの業務を行っている。

（緑の保全活動）

東京都の自然の保護と回復に関する活動を行う団体として都に登録されている団体は 202 団体であり、登録団体以外にも自然保護活動に携わる意識の高い都民や企業、NPO が存在する。

都はこれまで、企業、NPO 等の団体との連携により保全地域の自然保護活動を行う「東京グリーンシップ・アクション」、大学と連携して次世代の担い手である大学生に緑地保全活動に参加する機会を提供し、意識喚起や行動の醸成を促す「東京グリーン・キャンパス・プログラム」、緑のボランティア指導者の育成等を通じ、緑の保全活動を推進している。

また、丘陵地等における都立公園や都立公園予定地では、ボランティアによる雑木林などの樹林地管理や希少種の管理など、自然環境の保全を行っている。

3) 希少種・外来種対策の推進

小笠原諸島の世界自然遺産登録に向けて、課題となっていた外来種・移入種問題に対し、都は、国、村、NPO 等と連携して生態系の価値を保全する取組を実施してきた。特に、小笠原諸島に生育する固有種などを食害し、植生を破壊するノヤギの排除事業を実施しており、^{むこしま} 賀島、^{なこうどしま} 媒島、兄島などで完全な排除を達成した。これにより、兄島では絶滅が心配されていたウラジロコムラサキのような固有種が個体数を回復しつつある。

また、伊豆諸島の大島では、キョンについて、外来生物法に基づく防除実施計画を策定し、平成 19 年度より防除を実施しているほか、多摩の保全地域では、希少種へ影響を及ぼしているアライグマの生息実態を把握し、防除を始めている。

希少種対策の基礎的資料として東京都レッドリストである「東京都の保護上重要な野生生物種」を改定した。

◆小笠原諸島における希少種・外来種対策

小笠原諸島は、平成 23 年 6 月にパリで開催された第 35 回世界遺産委員会において、独自の生態系に関する顕著で普遍的な価値が認められ、世界自然遺産として登録された。

都は、これまで、小笠原村や国などと連携し、徹底した外来種対策を推進するとともに、都立動物園におけるアカガシラカラスバトなど希少種の保護増殖や、東京都版エコツアーリズム、都レンジャーの配置など、小笠原の自然環境を守り、世界自然遺産登録に向けて取組を推進してきた。



アカガシラカラスバト



オガサワラオカモノアラガイ



ウラジロコムラサキ



イオウノボタン

4) 水環境の保全・回復

「東京都湧水等の保護と回復に関する指針」により、区市町村と連携し、湧水の保全と回復を図るとともに、流量が少ない河川や用水等に下水の高度処理水を導水する清流復活事業を野火止用水、玉川上水、千川上水、及び城南 3 河川（渋谷川・古川、目黒川、呑川）で実施してきた。

また、各種モニタリングを行うことに加え、水生生物をはじめとした多様な生物の生息環境を創出し、再生するため、海浜や浅場等の整備を行うとともに、多自然川づくり等の地域の生態系に配慮した河川整備を行ってきた。

さらに、河川や海域の水質汚濁を防止するため、下水道の普及や処理の高度化等、事業所に対する規制や指導、河川や運河における汚泥のしゅんせつを行ってきた。

小金井市を流れる野川では、都立武蔵野公園内にある野川第一、第二調節池及びその周辺の野川において、自然再生事業を実施している。自然再生推進法に基づき「野川第一・第二調節池地区自然再生協議会」を設置し、湿地環境の再生・整備、維持管理等を行っている。

(2) 緑を「つくる」

(緑化計画書制度)

都は、平成 12 年に自然保護条例を改正し、緑化計画書の届出義務を規定した。併せて、ヒートアイランド現象の緩和と市街地における緑を回復するため、建築物上における緑化義務を新設した。

この制度は、1,000 m²以上の敷地において建築物の新築・増改築を行おうとする者（事業者等）に対し、緑化計画書の届出を義務付けるものである。事業者等は、地上部及び建築物上それぞれにおいて、都が定める基準以上の緑化を計画し、届出を行うことが義務付けられており、平成 13 年度から平成 22 年度までの 10 年間で、約 130ha の屋上等緑化が計画された。

(緑の拠点となる公園・緑地の整備拡大)

都と区市町は、「都市計画公園・緑地の整備方針」（平成18年3月策定）に基づき、都市計画公園・緑地の整備を進めてきた。また、都市計画公園・緑地の事業の進捗や社会情勢の変化に対応し、既定計画の充実を図りながら、防災の視点を重視した整備方針とするため、平成23年12月に改定した。

(建築物環境計画書制度等)

建築物環境計画書制度²⁴やマンション環境性能表示制度²⁵により緑化の取組内容を評価し、公表することによって、建築物におけるより良好な緑化を促している。

(グリーンロード・ネットワークの充実)

緑あふれる都市東京の実現に向け、緑の拠点となる公園・緑地の整備や、緑の拠点をつなぐ幹線道路の街路樹の整備、河川沿いの緑化などを進め、グリーンロード・ネットワークの充実を推進している。平成 19 年度から平成 22 年度までに街路樹 70 万本に増加、都市公園 226ha を開園、海の森公園等海上公園や河川・運河の緑化 52.3ha を整備した。このうち河川では、緑に包まれた魅力あふれる水辺空間を創出するため、堤防や管理用通路の緑化に加え、河道の改修等に合わせた緑化を実施し、19.5ha を整備している。

また、道路や公園、河川などの整備に合わせた周辺のまちづくりにより、広がりや厚みのある緑の創出を図る「環境軸」の形成を進めることとし、環境軸推進地区に指定した 5 地区のうち、環 2・晴海通り地区において環境軸推進計画書を

²⁴ 延床面積 1 万 m²（平成 22 年 10 月 1 日から 5,000 m²）を超える建築物の新築・増築について、緑化を含む環境配慮の取組を示した届出を計画時・完了時に提出することを義務付け、その取組状況を都が公表する制度

²⁵ 大規模な新築又は増築マンションの販売・賃貸広告に、「みどり」、「建物の断熱性」、「設備の省エネ性」、「太陽光発電・太陽熱」、「建物の長寿命化」の 5 つの環境性能を示すラベルの表示を義務付ける制度

策定した。

（校庭芝生化）

ヒートアイランド現象の緩和、地域における緑の拠点づくりに加え、子供たちの体力向上、地域コミュニケーションの形成を促すため、公立小中学校、都立学校等で校庭の芝生化を実施している。平成 19 年度から平成 22 年度までで 53.3ha の芝生化を実施した。

（都市開発諸制度等緑化を推進する取組）

ヒートアイランド現象の緩和と、市街地における緑を回復するため、都市開発諸制度²⁶の適用に当たり緑化率と連動して割増容積率を設定する制度や、「公開空地等のみどりづくり指針」²⁷などを活用して、都市開発等における質の高い緑化を誘導している。また、都営住宅など都有施設の緑化や、企業等の自主的な緑化を促進している。

（「緑確保の総合的な方針」に基づく緑の創出）

都は、「緑確保の総合的な方針」の中で「緑のまちづくり指針」を策定し、平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 年間で取り組む緑の創出を伴うまちづくり事業をリスト化し、1 万分の 1 の図面に記載し、公表している。

また、「緑のまちづくり指針」の「新たに取り組む施策」として位置付けた「緑化地域制度の指定推進」では、平成 22 年度に世田谷区が緑化地域の指定を行っている。

同様に、「新たに取り組む施策」として位置付けた「界わい緑化推進プログラム」では、公益財団法人東京都公園協会と協定を締結し取組を開始している。具体的には、地域に対して行う緑化の専門家の派遣や緑化助成等に関する費用の一部を同協会が負担することで、地域の緑化をきっかけとした良好なまちづくりの推進を図っている。平成 23 年度から豊島区南大塚地区において具体的な取組を開始している。

²⁶ 公開空地の確保など公共的な貢献を行う建築計画に対して、容積率や斜線制限等の規制を緩和することにより、市街地環境の向上を図る制度で、総合設計、高度利用地区、再開発等促進区を定める地区計画、特定街区の 4 制度の総称

²⁷ 大規模建築物等の事業者が、公開空地等の計画を立案し、都と協議することにより、公開空地等の価値を向上させることを目的とした指針

(3) 緑を「利用する」

(自然公園の利用)

都内には合計 10 箇所の自然公園があり、その面積は都内の 36%を占めている。これらの公園では、登山道の整備や維持管理、ビジターセンターにおける普及啓発等を行っている。加えて、高尾山において地元関係者と連携した利用ルールを設定するなど、人間の利用による自然環境への負荷を軽減する取組を通じて、保護と利用の両立を図っている。

(都市公園等の利用)

都立公園においては、草地、樹林地、水辺など多様な自然環境の整備により、身近に様々な自然に触れる機会を提供するほか、ボランティアによる花壇作りや草刈り、清掃活動、樹林地管理などの維持管理作業や、自然観察会や自然解説などの自然環境に関する普及啓発等を進め、都民による公園の利活用を促進している。

海上公園においては、砂浜や干潟などの整備により、水域における自然環境を保全し、気軽に生物と触れ合える絶好のスポットを提供するほか、公募都民、企業、NPO が参加する植樹祭、小学生やボランティアによる苗木づくりなどを通じて、「海の森」の植樹を促進している。

(緑のムーブメント)

都は、社会全体で緑のムーブメントを展開する一環として、平成 19 年に、「緑の東京募金」を創設した。東京に暮らし、働く都民や企業などから寄せられた募金は、「緑の東京募金基金」に積み立てられ、「海の森の整備」、「街路樹の倍増」、「校庭の芝生化」及び「花粉の少ない森づくり」の4つの緑化事業に充当されている。また、様々なイベントなどを通じて、多くの都民に緑の大切さを訴えかけ、緑のムーブメントを推進している。

(東京都版エコツーリズム²⁸)

島しょの多様かつ独特の自然環境を求めて、多数の観光客が訪れている。豊かな自然を守りながら持続的な活用を図り、かつ地域の観光産業の振興を図るため、小笠原諸島と御蔵島において東京都版エコツーリズムを展開している。

(緑の地産地消)

緑の産直システムの整備により都内生産者からの緑化苗木の供給を拡充する

²⁸ 都が優れた自然特質を有し、保護と利用の両立を図らなければならない地域を指定した後、都と関係町村との間で利用の経路や人数、時間などのルールや、役割分担などを定めている。

とともに、新たな都市緑化技術を提案する「“東京の緑”地産地消プロジェクト」を推進している。

また、都立学校の書架や都立施設の内装等への多摩産材の利用を拡大するとともに、普及PRに関する提案の公募等により、多摩産材の利用促進への取組を強化している。

こうした緑の地産地消の取組は、緑の持続的な利用を図るとともに、森林の公益的機能の維持回復に役立っている。

（水辺と緑の活用による地域と連携した啓発活動）

河川では、毎年、7月の河川愛護月間を中心として、地域の小中学生やNPO団体等とともに、生き物観察会や清掃活動を実施し、自然環境や生態系の保全に関わる啓発活動を行っている。

6 緑施策によって目指すべき東京の将来像と目標

都は、これまでの取組の成果も踏まえ、次のような東京の将来像と目標を掲げ、生物多様性の保全に向けたあらゆる主体の参画と協力を得ながら、緑施策を強化し、発展させ、人と自然とが共生できる緑豊かな都市東京を実現していく。

(1) 将来像

- 四季折々の緑が都市に彩りを与え、地域ごとにバランスの取れた生態系を再生し、人と生きものの共生する都市空間を形成している。
- 豊かな緑が、人々にうるおいやすらぎを与えるとともに、延焼防止や都市水害の軽減、気温や湿度の安定等に寄与し、都民の安心で快適な暮らしに貢献している。
- 東京で活動する多様な主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している。

(2) 目標（2020年）

1) 【まもる】～緑の保全強化～

- 東京に残された貴重な緑である農地や森林などが保全されている。
- 生態系に配慮した緑の確保や外来種対策等が講じられ、希少種等の保全が進んでいる。
- 水質改善の取組が進み、川や海などの水辺空間が、都民により一層身近なものとなっている。

2) 【つくる】～緑のネットワーク化～

- 2016年までの10年間で1,000haの新たな緑が創出されるとともに、2020年までに新たに都市公園等433haの整備が進むなど、緑あふれる都市東京が実現している。
- 荒川から石神井川、調布保谷線を通じて多摩川へとつながる直径30kmの緑のリングが形成されるなど、公園や緑地を街路樹や緑化された河川で結ぶ「グリーンロード・ネットワーク」が充実している。

3) 【利用する】～緑の持続可能な利用の促進～

- 都民、企業、NPOなど、あらゆる主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している。
- 緑のムーブメントが定着し、都民、企業等による主体的な緑化や保全活動が活性化している。

7 緑施策の今後の展開

(1) 【まもる】～緑の保全強化～

1) 緑の量の確保

① 緑の指標調査

- ・現在のみどり率の調査は、デジタル航空写真の判読によって緑の「量」を平面的に把握する手法であるが、ヒートアイランド現象の緩和など、緑の多面的な機能の効果を測るには、高木、中木、低木、地被性の植物等、緑の階層構造にも着目した量の把握が重要である。
- ・今後は、緑の量を立体的に把握する手法についても研究を行っていく。

② 既存の緑の保全

(経済活動と自然環境保全の両立を図る開発規制の推進)

- ・現行の開発許可制度を通じ、開発時における自然地の確保を図る。
- ・一方で、現行制度において、開発行為に伴う緑地面積の合計値は、開発前の自然地の3割にも満たない水準となっている。
- ・また、開発行為が生態系に与える影響を緩和するという視点が不足しているため、生きものの移動空間である緑を分断してしまうなど、開発事案によっては、生きものの生息場所としての“緑”が十分に確保されない事例も生じている。
- ・諸外国では、環境アセスメントの一環として、開発行為が生態系に与える影響を定量的に評価する手法（生態系評価手法）を用い、開発そのものの回避や、開発による緑の減少に対する代償措置を開発事業者に義務付ける仕組みが存在している。
- ・今後、このような海外の先進的な取組事例の研究等を通じ、東京にふさわしい生態系評価手法を作成するとともに、将来的には、開発による緑の減少をより一層抑制し、開発行為が生態系に与える影響を緩和する新たな開発規制のあり方を検討していく。
- ・さらに、希少種の生息・生育状況や、生きものの生息可能性に関する情報を地図上に示し、それらの情報を開発規制に活用する手法を検討していく。

◆生態系評価手法の運用例：ハビタット・ヘクター法（オーストラリア・ビクトリア州）

- ・ 現存する植生を原生植生²⁹と比較し、その自然状態を評価
- ・ 高木層、樹冠、下層植生、移入種の侵入状況等の「群落の状況」や、隣接している植生群落の大きさ等の「周辺環境との関係」を含め、10項目から現存植生を評価（表参照）
- ・ 現存植生を評価し、算出された点数（ハビタット・スコア）と、開発面積を乗じた値を、ハビタット・ヘクターとして算出³⁰
- ・ 開発に際し、開発が生態系に与える影響（ハビタット・ヘクター）と同等かそれ以上の生物多様性の価値を、開発区域内又は開発区域外で代償（オフセット）することが必要

	評価項目	数値 (%)
群落の状況	高木層の状況	10
	樹冠の状況	5
	下層植生の状況	25
	移入種の侵入状況	15
	世代交代の状況	10
	落葉の状況	5
	落枝の状況	5
周辺の環境と関係	隣接している植生群落の大きさ	10
	周辺地域の在来植生の分布状況	10
	最も近いコアエリアまでの距離	5
計		100

表 ハビタット・ヘクター法のスコアの重みづけ

（保全地域の指定を通じた貴重な緑の保全）

- ・ 引き続き、自然保護条例の保全地域の指定による緑の保全を区市町村と連携して進め、丘陵地における谷戸など、東京に残された貴重な緑の保全を図っていく。
- ・ 一方で、保全地域制度など、公有地化を前提に持続的な保全を図る仕組みでは財政事情によっては新規の指定が進みにくいなどの課題がある。
- ・ このため、公有地化を前提とする従来の手法もいかしつつ、将来的には、民間資金のより一層の活用などを通じ、緑の保全に意欲のある企業、NPO など民間部門の主体的な取組を引き出し、緑の保全を強化する新たな仕組みを検討していく。

（特別緑地保全地区の指定による緑の保全）

- ・ 引き続き、区市町村と連携し、特別緑地保全地区の指定を促進することにより屋敷林や崖線など都市の良好な自然的環境となる緑地を着実に保全していく。

（「緑確保の総合的な方針」に基づく緑の保全）

- ・ 「緑確保の総合的な方針」で提示した「確保地」等については引き続き、「特別緑地保全地区」をはじめとした各種の緑の保全制度を活用し、区市町村と連携した保全を推進していく。
- ・ また、新たな「確保地」等についても、希少種の生息・生育状況等の情報も踏まえて検討を行い、既存の緑の保全を推進していく。
- ・ 今後は、前述の地図上に表示された希少種の生息・生育状況や、生きものの生

²⁹ ビクトリア州では、ヨーロッパ人がオーストラリア入植する以前の植生のこと。

³⁰ 《計算式》ハビタット・スコア × 開発面積 = ハビタット・ヘクター (HHa)

息可能性に関する情報と「緑確保の総合的な方針」に基づく「既存の緑を守る方針図」等との連携策などについて検討していく。

- ・ さらに、東京全体の水と緑のネットワークを形成していくため、丘陵地や崖線など、まとまりや広域的な連続性を持ち、ネットワークの拠点・軸となる緑について、計画的、重点的な保全を推進する。
- ・ 「丘陵地の緑の保全方針（仮称）」を策定し、都と市町とが連携して丘陵地の緑を保全する。
- ・ 「崖線の緑を保全するためのガイドライン」に基づき、行政区域を越えた崖線の緑の保全を推進する。
- ・ 引き続き、民間基金と連携した「東京の緑を守ろうプロジェクト」の推進を図り、緑の保全等を行う地域で活動する市民団体に対し、助成等の支援を行っていく。

（農地等の保全）

- ・ 都民と農業者が連携した農業・農地を活かしたまちづくりに取り組むとともに、生産緑地地区の拡大に向けた取組を推進していく。
- ・ 一方で、所有する農地や農業用施設用地に宅地並みの相続税が課せられるため、農家に相続が発生した場合、相続税の支払いのために、農地を売却せざるを得ない状況が発生している。また、生産緑地の指定を受けている農地は納税猶予の対象となるが、生産緑地地区指定の面積要件が500㎡以上となっているために、この面積に満たない農地は宅地並みの相続税が課せられている。
- ・ このため、将来にわたり都市農業が承継され都市農地が保全されるよう、生産緑地地区指定の面積要件の緩和と相続税納税猶予制度の農業用施設用地への適用拡大などについて、国に改善を働きかけていく。
- ・ また、関係機関と連携し、「農の風景育成地区」の指定を進めていく。

2) 人間の働きかけによる緑の「質」の維持・向上

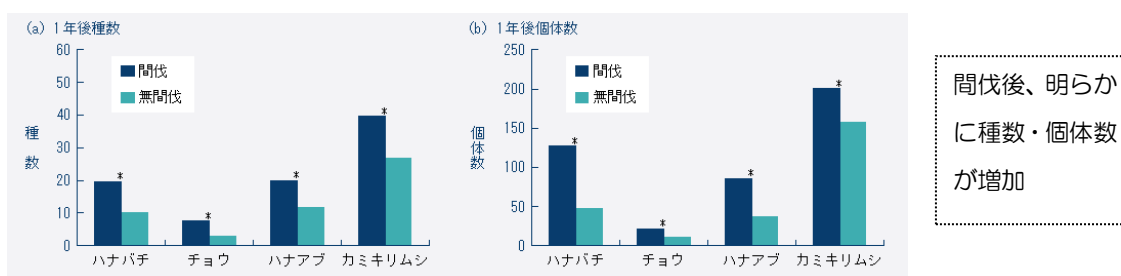
(里地・里山の保全)

- ・引き続き、農地と一体となって谷戸や雑木林が残された地域において、区市町村と連携して緑の保全を進め、東京に残された貴重な緑の保全を図っていく。
- ・また、管理に当たっては、都民によるボランティア活動、企業等による社会貢献活動、子供たちによる環境学習の場として広く参加を得ながら、継続的に行っていく。

(森林の保全)

- ・多摩のスギ、ヒノキの人工林を対象として間伐を実施していく。
- ・一方で、現行制度では、森林所有者との協定や契約が必要であり、森林所有者の了解を得られない森林では荒廃した状態が改善されない地域もある。
- ・将来的には、公益性の高い森林について、民間資金のより一層の活用などを通じ、第三者が管理できるような新たな仕組みの検討を行う。

【間伐 1 年後に採集された昆虫の種数と個体数】



【出典】「平成 22 年度版図で見る環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書」一部抜粋

【原典】独立行政法人森林総合研究所 「人工林の間伐は生物多様性を短期的に高める」(2010 年 1 月 25 日プレスリリース)

(東京都レンジャー)

- ・引き続き、東京都内の自然の保護と適正な利用を図るため、盗掘や密猟など禁止されている行為について広く普及啓発するとともに、東京都レンジャーによる盗掘行為の監視や、都民との連携による盗掘行為の監視など、実効性ある対策を講じていく。

(緑の保全活動)

- ・引き続き、都内に残された貴重な自然環境の維持・向上を図るため、都民、企業、NPO 等と連携して保全活動を推進していく。

3) 希少種・外来種対策の推進

(希少種対策)

- ・保全地域制度、自然公園制度等の運用を通じ、希少種の生息・生育地に対する保護を行っていく。とりわけ、保全地域においては希少種等の生息・生育状況調査を実施するとともに、管理方針の策定や都民、企業、NPO 等との連携により、希少種の保護を推進する。
- ・一方で、開発許可制度では一定規模以上の開発行為のみを対象としていることや、盗掘や外来種による捕食等により、個体数が減っている種もあると考えられる。
- ・今後、レッドリスト掲載種のうち、特に絶滅の危機にひんしている植物については、優先順位を検討し、優先順位の高い種については、生育域内における保護のほか、神代植物公園植物多様性センターにおいて、生育域外における保護増殖を行っていく。
- ・併せて、同植物多様性センターと連携を図りながら、大島公園、八丈植物公園で希少種対策に取り組んでいく必要がある。
- ・また、域内の保護を確実にするために、盗掘や密猟など禁止されている行為について広く普及啓発するとともに、東京都レンジャーによる盗掘行為の監視や、都民との連携による盗掘行為の監視など、実効性ある対策を講じていく。
- ・都立動物園・水族園においては、高度な飼育・繁殖技術をいかし、東京の野生動物等の保護繁殖（生息域外保全）にとどまらず、生息地の保全活動（生息域内保全）にも積極的に取り組んでいく。

(外来種対策)

- ・小笠原諸島における世界自然遺産の価値を守るため、父島への入島者に対する靴底洗浄を実施するとともに、関係機関と連携し、新たな外来種・移入種の侵入防止対策の徹底を図る。
- ・本土部のアライグマのような特定外来生物をはじめ、東京に昔から生息・生育している動植物を駆逐する外来種・移入種が都内で確認されている。
- ・一方で、根絶には膨大な費用や多様な主体とのより一層の連携が必要となるなどの課題がある。
- ・既に移入が確認されている外来種のうち、生態系に与える影響が大きな種の駆除について、都、区市町村、NPO 等が連携して取り組めるよう、外来種・移入種の生息状況や駆除の必要性について情報を共有できる仕組みを検討していく。
- ・新たな移入を未然に防ぐため、飼えなくなったペットを野外に逃がすような意図的な外来種・移入種の放逐が生態系に及ぼす影響について、広く意識喚起を

していく。

4) 水環境の保全・回復

- ・引き続き、湧水の保全と回復や清流復活事業を実施し、河川や海域の水質汚濁を防止するための下水道の普及や処理の高度化、汚泥のしゅんせつを進めるなど、水量や水質の保全を行っていく。
- ・各種モニタリングなどを実施し評価などを行うとともに、東京湾については、夏季に底層の貧酸素状態が長期にわたり継続するなど、生物の生息環境として十分な水環境には至っていないことから、今後は、これまでの水質改善の取組や成果を都民に分かりやすい指標で示していくとともに、水域ごとの水質改善の方向性を踏まえ、効果的な取組を着実に推進していく。

＜水域ごとの水質改善の方向性＞

水域区分	水質改善の方向性
海浜公園水域	・自然環境の保全及び回復を図ることによる水生生物の持続的生息 ・都民が安心・快適に水と直接触れ合い親しめる。
生物育成水域	・自然環境の保全及び回復を図ることによる水生生物の持続的生息 (特に赤潮や貧酸素水塊 ³¹ 発生時)
水辺近接水域	・都民が主に陸域から、安心・快適に水と触れ合い親しみ、散策等ができる。
水辺環境保全水域	・都民が主に海域から、安心・快適に水と触れ合い親しむことができる。
東京都内湾の 上記以外の水域 (一般水域)	・赤潮や貧酸素水塊の発生の抑制

- ・水生生物をはじめとした多様な生物の生息環境を創出・再生するため、海浜や浅場等の整備を行うとともに、多自然川づくり等の地域の生態系に配慮した河川整備を行っていく。
- ・野川では、引き続き、自然再生事業を実施し、地域住民とともに、湿地環境の再生・整備、維持管理等を行っていく。

³¹ 生物が生息できないくらいに酸素の濃度が低下した状態の海水の塊が、広い範囲にわたり発生している状態

(2)【つくる】～緑のネットワーク化～

(緑化計画書制度による都市緑化の誘導)

- ・引き続き、緑化計画書制度の運用を通じて、民有地の緑化を推進するとともに、
 都有施設の緑化を進め、未利用都有地の緑化や都営住宅等の建替えに合わせた
 緑化を推進する。
- ・近年では、在来の種に配慮して自然植生をよみがえらせ、生きものにとっても
 すみやすい都市空間を生み出す先駆的な開発プロジェクトも進んでいる。

◆生きものの生息空間に配慮した再開発事例

多様な生物を身近に感じる憩いの庭園を設置

- 地域の生物多様性の保全・回復を目的に、関東平野・荒川流域の生態系をモデルとして
 整備し、鳥や昆虫が飛来し、休息できるように、花や実のなる植物を導入するとともに、
 荒川流域に生息する在来の魚を池に放流
- 関東南部の在来植生であるタブノキ林や自然と共生した雑木林を創出するとともに、荒
 川流域の水草、水底の泥を移植



【出典】深川ギャザリアホームページ、株式会社フジクラホームページ

- ・一方、現行の緑化計画書制度における緑化の基準は、緑の量的な確保について
 の基準は示しているものの、生きものの生息空間に配慮した緑化を推進するな
 ど緑の質を確保する視点が不足している。
- ・今後は、希少種の生息・生育状況に関する現況の把握と、生きものの生息可能
 性の評価を行い、それらの情報を地図上に示すことにより、開発事業者による
 生きものの生息空間と在来の種に配慮した緑化の誘導を図っていく。
- ・また、開発許可制度と同様に、生態系評価手法の作成を経て、将来的には、開
 発による緑の減少をより一層抑制し、開発行為が生態系に与える影響を緩和す
 る新たな緑化計画書制度のあり方を検討していく。

(緑の拠点となる公園・緑地の整備拡大)

- ・「都市計画公園・緑地の整備方針（改定）」に基づき、震災時に避難場所や防災

拠点となる公園・緑地をはじめ、緑の拠点となる公園・緑地の整備を推進していく。

(建築物環境計画書制度等)

- ・引き続き、建築物環境計画書制度やマンション環境性能表示制度により、建築物におけるより良好な緑化を促していく。

(グリーンロード・ネットワークの形成・充実)

- ・緑あふれる都市東京の実現に向け、緑のネットワークの拠点となる都市公園を整備し、公園・緑地などの緑の拠点をつなぐ幹線道路の街路樹の整備、河川沿いの緑化等を進め、グリーンロード・ネットワークの形成・充実を図っていく。
- ・道路や公園、河川などの整備に合わせた周辺のまちづくりにより、広がりや厚みのある緑の創出を図る「環境軸」の形成を進めていく。
- ・都立公園において多様な生物が生息する空間の整備等を行い、神代植物公園植物多様性センターやボランティア等とも連携し、公園内の希少種や生物多様性の保全を進めていく。

(学校の総合的な緑化の推進)

- ・校庭の芝生化や屋上・壁面の緑化により、地域における緑化推進拠点として、多様な生物の生息、立ち寄り場所を創出する「緑の学び舎事業」を公立小中学校において展開していく。

(都市開発諸制度等緑化を推進する取組)

- ・引き続き、都市開発諸制度や、「公開空地のみどりづくり指針」などを活用して、都市開発における質の高い緑化を誘導していく。また、都有施設の緑化や、企業等の自主的な緑化についても同様に促進していく。

(「緑確保の総合的な方針」に基づく緑の創出)

- ・引き続き、「緑のまちづくり指針」で示した、緑の創出を伴うまちづくり事業の確実な実施を推進していく。
- ・今後は、「緑のまちづくり指針」の内容の拡充について検討し、生物多様性の視点も含めた都市の緑の質を高める方策や、まちづくりと連動し、重点的に緑の創出等を図り、東京全体の水と緑のネットワーク形成の実現に向けた取組を開始する。
- ・また、「界わい緑化推進プログラム」については、引き続き財団法人東京都公園協会と連携し、実施対象自治体の拡大を図っていく。

(3) 【利用する】～緑の持続可能な利用の促進～

(自然公園の利用)

- ・引き続き、山のふるさと村、海のふるさと村や登山道等、自然公園の施設整備や維持管理を通じて、自然公園の利用を促進していく。
- ・また、ビジターセンターにおける自然公園利用者に対する自然解説や普及啓発を通じて、自然環境の適正な利用を促進していく。
- ・さらに、自然環境の大切さや魅力を実感、体感できるように、学びと体験の場の創出を図り、情報を発信していく。

(都市公園等の利用)

- ・都立公園等の整備を推進するとともに、樹木や樹林の成長に合わせた緑の質を確保し、緑の多面的機能を充実させることにより、身近な場所に良質な自然的やすらぎ、うるおい空間を提供し、都民の利用を促進していく。
- ・都立公園において、多様な生物に触れ合い、自然環境や生物多様性に理解を深める場を提供し、都民に対し普及啓発を進める。
- ・都立植物園においては、新たに神代植物公園植物多様性センターも活用し、様々な展示、イベント、講演会などを通じ、広く植物に関する知識や、植物多様性、植物と人間の生活・文化との関わりを学べる場を提供する。
- ・都立動物園・水族園においては、多様な野生動物の本来の生態や生息地の環境を伝える展示や飼育環境づくりを行い、動物や自然への興味・関心を引き起こし、野生動物の保全の必要性を効果的に伝える取組を推進していく。
- ・海上公園の整備を推進するとともに、「海の森」では、都民、企業、NPO等との協働による苗木づくりや植樹等を促進していく。
- ・また、海上公園の維持管理、美化清掃、自然観察教室等を通じた緑の環境保全啓発活動、海浜の清掃等を推進していく。

(緑のムーブメント)

- ・今後とも、様々なイベントなどを通じて、社会全体で緑のムーブメントを展開する取組を行っていく。

(東京都版エコツアーリズム³²)

- ・引き続き、東京都版エコツアーリズムを推進していく。また、観光利用や自然環境の現状に合わせて、ルールの見直し等を検討していく。

³² 都が優れた自然特質を有し、保護と利用の両立を図らなければならない地域を指定した後、都と関係町村との間で利用の経路や人数、時間などのルールや、役割分担などを定めている。

（緑の地産地消）

- ・「“東京の緑”地産地消プロジェクト」を推進するとともに、多摩産材の利用を拡大し、森林の公益的機能の維持回復に役立てていく。

（水辺と緑の活用による地域と連携した啓発活動）

- ・引き続き、7月の河川愛護月間を中心として、地域の小中学生や NPO 団体等とともに、生き物観察会や清掃活動を実施し、自然環境や生態系の保全に関わる啓発活動を行っていく。

（生物多様性の持続可能な利用のための普及啓発）

- ・平成 22 年度第 2 回インターネット都政モニターアンケートによると、『『生物多様性』という言葉の意味を知っていた』との回答が 33.8%と、生物多様性に対する理解が十分とは言い難い。
- ・私たちが生活している地球環境は、地球規模の生物多様性の上に成り立っているが、生物多様性に配慮した取組が進むと、居住区域内の鳥や昆虫が増加するとともに、落葉が散乱するなど、住環境の悪化を懸念する声も聞かれる。
- ・一方で、地域によっては、学校、行政、住民等が一体となって、校庭や園庭などに、生きものの生息場所となるビオトープを設置するなど、生態系に配慮した緑のネットワーク化に向けた取組も進んでいる。
- ・今後、ビオトープの管理に携わるなど、幼少期から生きものに触れ、生物多様性の重要性を肌身で実感することができるような取組を進め、大人になっても緑の保全活動を推進していける人材を育てていくことが重要である。
- ・今後は、子供たちが生物多様性の重要性を体感できる学習機会の確保に向けた検討を進め、持続可能な社会の構築に向けて、東京グリーン・キャンパス・プログラム³³や、自然環境分野の幅広い知識の下、アクティブに行動できる大学生を社会に送り出す人材育成プログラム（ECO-TOP プログラム）を推進し、若い世代から緑の保全活動への参画意識を高めていく。

³³ 東京グリーン・キャンパス・プログラムについては 16 ページを参照

(生物多様性に配慮した行動様式への転換)

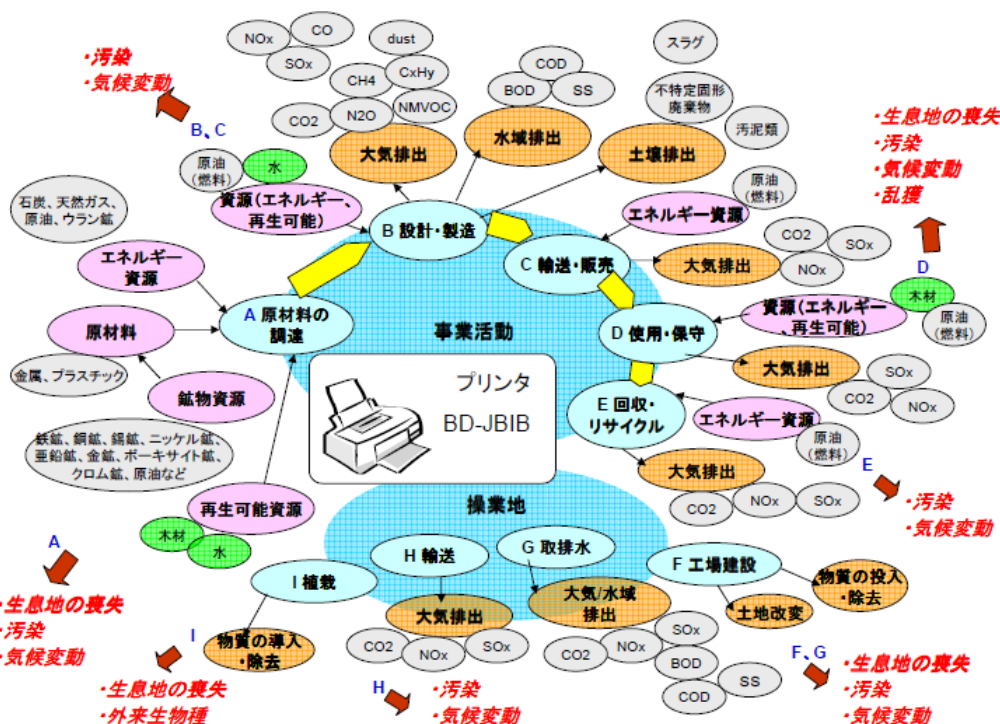
- ・東京に暮らす人々の暮らしや東京で行われる経済活動が都外の生物資源に大きく依存している状況を踏まえ、東京で消費行動や経済活動を行う全ての主体が、生物多様性の重要性を認識し、自らの行動を生物多様性に配慮したものへと転換していくことが重要である。
- ・サプライチェーンを含む原材料調達から設計・製造、輸送・販売、使用、リサイクルなど全ての段階で、企業活動は生物多様性に影響を与えていることから、各主体の行動を生物多様性に配慮したものへと転換するための新たな仕組みを検討していく。また、先駆的な企業の取組を顕彰し、社会全体に発信していく。

「企業と生物多様性の関係性マップ®」

(企業と生物多様性イニシアティブ(JBIB)*作成)

「製品・サービスを対象に、原材料調達から回収・リサイクルまでのライフサイクルと事業所敷地など自社所有地の利用について、生物多様性への依存の内容とその影響を図式化、可視化することによって、自社の製品・サービスと生物多様性の関係性を分かりやすく示したもの」

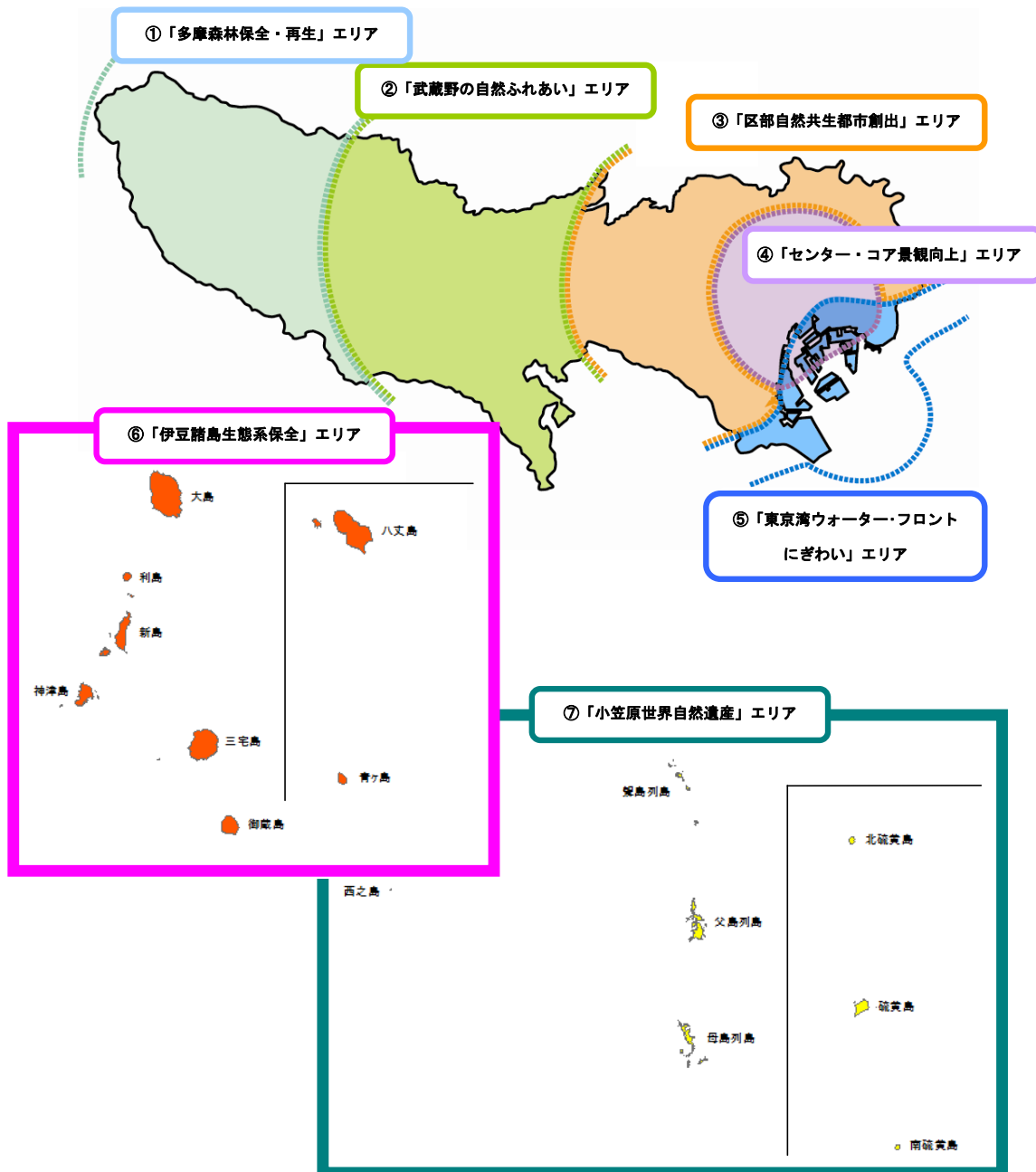
*生物多様性の保全を目指して積極的に行動する企業の集まり。国際的視点から生物多様性保全に関する共同研究を実施し、他の企業やステークホルダーとの対話を図ることで、生物多様性保全に貢献する活動を展開している。



8 地域別・行動方針別の現行施策分類

- これ以降の部分では、「緑施策の今後の展開」との関連を踏まえ、現行施策を分類する。
- 分類に当たっては、自然環境、人々の生活、経済活動の状況などが地域ごとに異なるため、地域特性を踏まえた「7つのエリア」を設定するとともに、先に示した「3つの行動方針」³⁴ごとに体系化を図る。

【地域特性を踏まえた7つのエリア】



³⁴ 3つの行動方針については11ページを参照

7つのエリアごとの特徴一覧

	①多摩森林保全・再生	②武蔵野の自然ふれあい	③区部自然共生都市創出	④センター・コア景観向上	⑤東京湾ウォーターフロントにぎわい	⑥伊豆諸島生態系保全	⑦小笠原世界自然遺産
特 徴	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>●自然</p> <ul style="list-style-type: none"> ○奥多摩から小笠原まで大都市にまれな多様な生態系 ○都心部にコアとなる豊かな緑地 ○民間企業により創出される生息・生育地 </div> <div style="width: 48%;"> <p>●人口と経済</p> <ul style="list-style-type: none"> ○世界有数の経済規模を誇る都市 ○日本の人口の1割が居住 ○企業の本社機能が集中 ○生物多様性に先駆的に取り組む企業の存在 </div> </div>						
	<p>○標高700m以上の高標高域では、自然林が雲取山の山腹斜面に広がり、原生林地帯の中核となっている。標高700m以下では、自然植生もあるが、スギ・ヒノキの人工林が最も優占する。ツキノワグマなどの大型哺乳類や猛禽類が生息する。</p> <p>○奥秩父山地の雲取山(2,017m)を頂点とし、東に向かって山地が連なる。多摩川、秋川、平井川、浅川などが山地を流れ、渓谷等を形成する。</p> <p>○多摩山間部は、都心部に近接した豊かな自然が残された森林を有し、隣接部の山間部と一体となって環境を保全している。</p>	<p>○多様な都市機能が集積する八王子や立川などの核都市を中心とする。大学、研究機関、先端技術産業などが数多く立地し、産学公連携が進みつつある。</p> <p>○丘陵地の樹林は、過去に薪炭林として利用・管理されていたクヌギ・コナラ等の二次林を主体とし、スギ・ヒノキの人工林も散在する。昔ながらの景観を有する谷戸や里山は貴重な存在となっている。</p> <p>○丘陵地では豊かな住環境を有する住宅地や緑が広がっている。農業も行われる里地里山、宅地、樹林、田畑が混在し、まとまった樹林や河川敷を中心に、人の生活をうまく利用する形で生態系が成立している。</p>	<p>○東京の都心居住を支えるエリアで、宅地・マンション開発等が進み、急激に市街化が進行した。地域の中心拠点となる個性的なまちが各所にある。</p> <p>○住と工の融合したまち、コンテンツ産業などが集積したまちなど、多様な表情を持つ。</p> <p>○住宅密集地域が多いことから、河川や公園、農地、雑木林、屋敷林、崖線、湧水地など点在する緑地が生物の貴重な生息・生育の場となっている。</p>	<p>○わが国の政治・経済・文化の中核。政治・経済の要となる都心、多くの人々が交流し東京の都市文化の創造・発信拠点となる副都心、大規模跡地の計画的複合開発が進行する秋葉原や品川などの新拠点が形成されている。</p> <p>○鉄道、バス、幹線道路網などの交通網が集積している。鉄道は、海外諸都市と比較すると路線密度や鉄道ネットワーク形成の面で相当程度整備が進んでいる。</p> <p>○皇居を中心とする風格ある歴史的景観がある。また、都市機能の集約の中にあつて、皇居や赤坂御所、新宿御苑、明治神宮などの大規模緑地は、生物の貴重な生息・生育の場となっている。</p>	<p>○東京湾の広大な水辺空間に位置するエリアで、羽田空港や東京港、東京湾岸道路など東京の交通・物流の拠点となっている。</p> <p>○港湾機能や空港機能が集積する東京の経済や産業を支える地域。産業構造の変化に伴う工場などの土地利用転換や埋立による豊かな土地資源を抱える。臨海副都心以外も開発が進み、業務、観光・コンベンション、アミューズメント、大学などが立地・集積してきている。</p> <p>○着船する岸壁や直立する護岸が多いが、砂浜や干潟を整備した公園や緩傾斜型護岸等が生物の貴重な生息場所になっているとともに、気軽に野生の生物に触れられる絶好のスポットである。</p>	<p>○北から大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島。</p> <p>○火山島。豊かな海洋資源と火山の影響を受けた独自の文化を持つ。</p> <p>○伊豆諸島固有の種・亜種や、伊豆諸島のみで繁殖する種が生息する。八丈島ではサンゴ礁が広く分布し、藻場も規模が大きい。</p> <p>○自然体験型の観光の場となっている。</p>	<p>○他の島々や陸地から独立した海洋島。大小30の島々で、父島列島、母島列島、聳島列島、火山列島からなる。</p> <p>○偶発的に運ばれた生物の子孫が独自の進化を遂げた生態系。亜熱帯性の動植物が生息・生育する。</p> <p>○隔離された状態で長期間かけて固有種へと進化した生物や希少種が多数。父島の21%、母島の27%、兄島の41%が固有種である。</p> <p>○200種以上のサンゴと広く分布するサンゴ礁。近海で繁殖するクジラ2種を含む23種のクジラを確認。</p>

緑施策の新展開 現行施策分類表

I 緑を「まもる」

- ①開発規制
- ②地域指定による保全
- ③農地保全
- ④森林保全
- ⑤水質の保全
- ⑥水辺環境の回復
- ⑦希少種対策
- ⑧外来種対策
- ⑨自然保護活動

II 緑を「つくる」

- ①グリーンロード・ネットワークの充実
- ②校庭芝生化
- ③緑化計画書制度による緑化
- ④都市開発諸制度等緑化を推進する取組
- ⑤都有施設の緑化

III 緑の持続可能な「利用」の促進

- ①東京都版エコツーリズム
- ②自然公園の利用
- ③都市公園等の利用
- ④緑の地産地消
- ⑤緑のムーブメント

IV 共通事項

(凡例)

【実 P】：2020 年の東京への実行プログラム 2012 対象事業

【緑 P】：緑の東京 10 年プロジェクト施策化状況 2012 対象事業